

防犯カメラ及びドライブレコーダーの新規設置状況（上半期分）

（報告）

1 新規設置・移設

（1）防犯カメラ

- | | |
|---------------|-------|
| ① 鏡わかあゆ高等支援学校 | P 1 |
| ② 鹿本商工高等学校 | P 6 |
| ③ 熊本県総合福祉センター | P 1 2 |

（2）ドライブレコーダー

- | | |
|-------------|-------|
| ① 病院局 | P 1 9 |
| ② 県央広域本部土木部 | P 2 5 |
| ③ 県北広域本部 | P 3 2 |
| ・薬務衛生課 | |
| ・林務課 | |
| ・農業普及・振興課 | |
| ④ 阿蘇地域振興局 | P 4 7 |

(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況
(所属名：熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校)

| 項目 | 内容 |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| 1 設置施設 | 熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校 |
| 2 設置の目的 | 施設の安全管理及び防犯のため |
| 3 設置根拠 (法令等) | |
| 4 撮影の対象者 | 施設利用者、不正侵入者等 |
| 5 収集する個人情報 の内容 | 容姿、行動内容等 |
| 6 防犯カメラ等の 設置を必要とする理由又は事情 | ○施設の安全管理のため。 ○犯罪の未然防止（犯罪動機の抑止）のため。 |

| | |
|---------------------|--|
| 7 カメラの台数 と設置場所 | 正面玄関 1台 寄宿舍玄関 1台 |
| 8 録画方法、保 存方法 | (1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ハードディスクに保存 |
| 9 記録画像の外 部への提供 | (1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 捜査機関 |
| 10 防犯カメラ等 の取扱要項等 | <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表の方法：ホームページ掲載 |
| 11 その他の特記 事項 | 運用開始日 令和3年(2021年)4月1日 |

熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校
防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校の次の場所に設置する。

①正面玄関 1台

②寄宿舍玄関 1台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、2週間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：鹿本商工高等学校)

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------------|--|
| 1 設置施設 | 鹿本商工高等学校管理棟 |
| 2 設置の目的 | 校内敷地内の防犯のため |
| 3 設置根拠 (法令等) | |
| 4 撮影の対象者 | 施設利用者・不正侵入者 |
| 5 収集する個人情報 情報の内容 | 個人が識別できる全身画像 |
| 6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情 | <p>本校正門周辺は、正門前道路を挟んで位置する㈱ナフコ鹿本店の閉店後は店舗の照明が消え、自校の照明だけでは暗くなり人の通りも少ない場所である。</p> <p>近頃不審者の出没が頻繁にあり、特定された不審者に対して警察から指導がある等、心配な状況がある。</p> <p>SDレコーダー搭載の防犯カメラを設置することにより、周辺の防犯対策を行う。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 7 カメラの台数 と設置場所 | 台数：防犯カメラ1台 設置場所：管理棟2階ベランダ |
| 8 録画方法、保 存方法 | (1) 録画方法 常時録画 (2) 保存方法 SDカードに保存（1か月後に上書利用） |
| 9 記録画像の外 部への提供 | (1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 捜査機関 |
| 10 防犯カメラ等 の取扱要項等 | あり ・ なし 公表の方法：ホームページ掲載 |
| 11 その他の特記 事項 | 運用期間：令和3年（2021年）7月12日から |

熊本県立鹿本商工高等学校防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立鹿本商工高等学校に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数

カメラは、管理棟2階ベランダに、1台設置する。

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、熊本県立鹿本商工高等学校長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が3年間保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

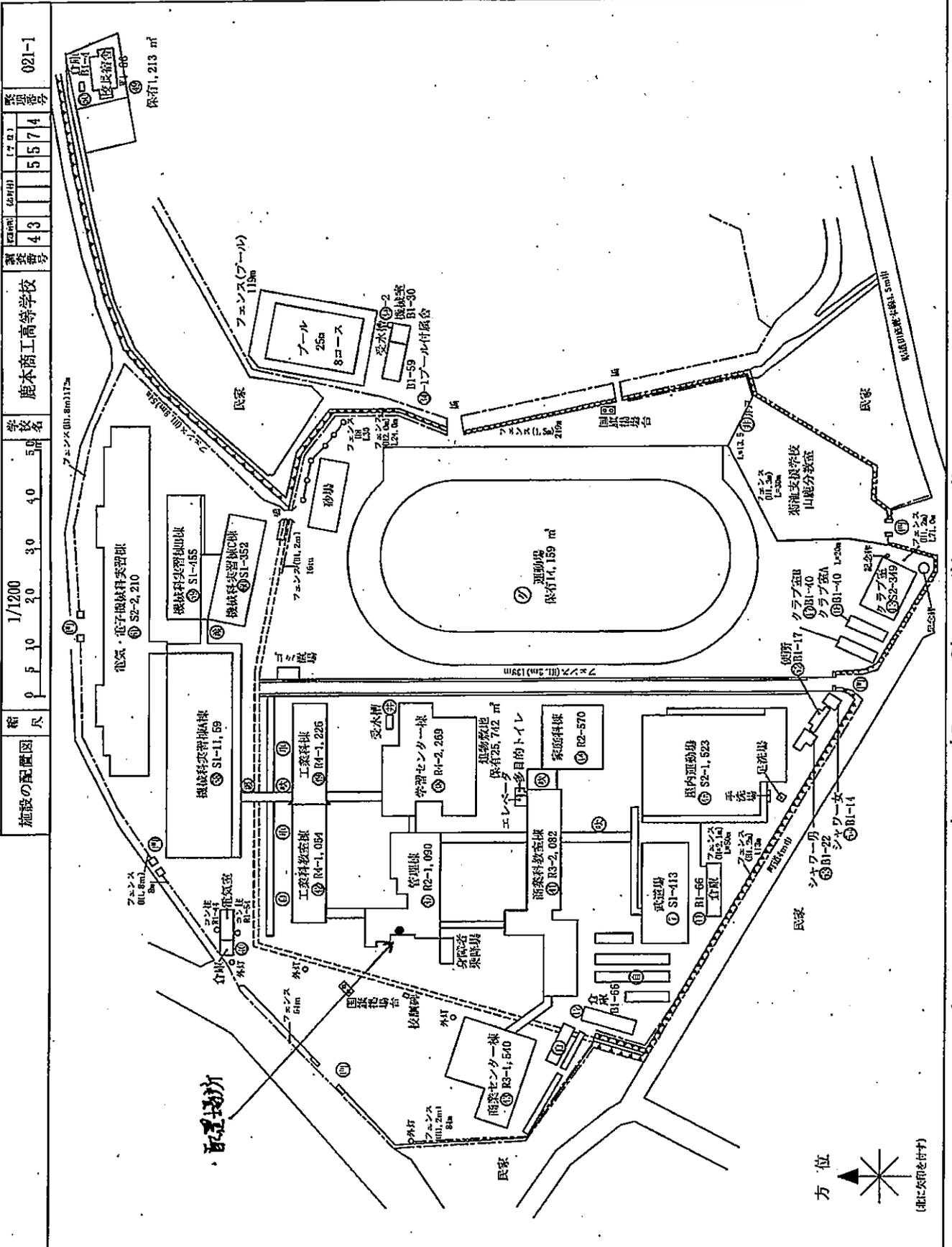
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）7月12日から施行する。

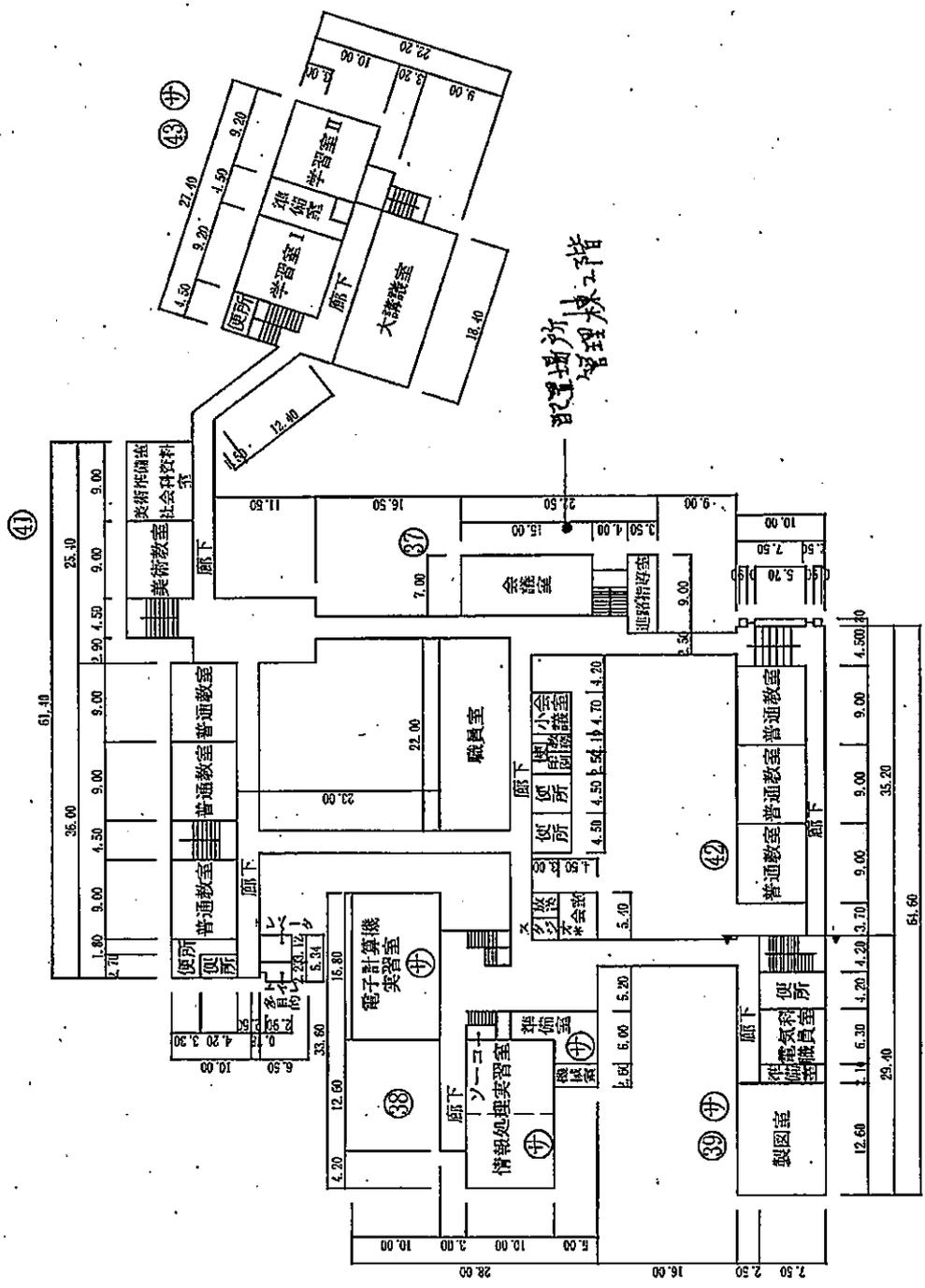


| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|--------|---|----|----|----|----|----|-----|----------|------|----|------|------|------|-------|
| 施設の配置図 | 縮尺 | 1/1200 | 0 | 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 学校名 | 鹿本商工高等学校 | 調査番号 | 43 | (7区) | 5574 | 調査年度 | 021-1 |
|--------|----|--------|---|----|----|----|----|----|-----|----------|------|----|------|------|------|-------|

- 凡例**
- 建物
 - 未とりこわし建物
 - 危険建物
 - 借用建物
 - 一時使用建物
 - 建物以外の工作物等
 - 自転車置き場
 - 倉庫
 - 吹抜け階段下
 - 租屋
 - 相鉄線
 - フェンス
 - 鉄柵
 - が年塀
 - コンクリート堺
 - 園路
 - 正門・通門

| | | | | | | | | |
|----------|---|---|---|----|----|----|----|---|
| 箱 | 尺 | 0 | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | m |
| 平面図 | | | | | | | | |
| 1/600 | | | | | | | | |
| 鹿本商工高等学校 | | | | | | | | |
| 校名 | | | | | | | | |
| 43 | | | | | | | | |
| 43 | | | | | | | | |
| 51574 | | | | | | | | |
| 021-4 | | | | | | | | |

2階管理特別教室棟



(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：健康福祉政策課)

| 項目 | 内容 |
|-------------------------------------|--|
| 1 設置施設 | 熊本県総合福祉センター |
| 2 設置の目的 | 防犯及び安全管理のため |
| 3 設置根拠 (法令等) | 熊本県個人情報保護条例 |
| 4 撮影の対象者 | 施設利用者、不正侵入者等 |
| 5 収集する個人情報 の内容 | 防犯カメラの画像によって特定の個人を識別できるもの |
| 6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情 | 県有施設である熊本県総合福祉センターにおける効果的な防犯及び安全管理のため |
| 7 カメラの台数 と設置場所 | 13台 内訳：1階（正面玄関1、裏職員通用口1、受付1、エレベータホール1）、地下駐車場（出口1、ホール1、駐車スペース4）、屋外（正面玄関1、地下駐車場入口1、屋外駐車場1） ※詳細な設置場所については、別添平面図のとおり。 |
| 8 録画方法、保 存方法 | (1) 録画方法 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ハードディスクに過去8～10日程度を保存 それ以前のは自動削除 |
| 9 記録画像の外 部への提供 | (1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供 |

| | |
|-----------------|-------------------|
| 10 防犯カメラ等の取扱要項等 | あり ・ なし 公表の方法： |
| 11 その他の特記事項 | |

総合福祉センター防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県総合福祉センターに設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県総合福祉センターの次の場所に13台を設置する。

1階4台（正面玄関1台、職員通用口1台、受付1台、エレベータホール1台）

地下駐車場6台（出口1台、ホール1台、駐車スペース4台）

屋外3台（正面玄関1台、地下駐車場入口1台、屋外駐車場1台）

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの設置責任者は、健康福祉政策課長とする。

カメラの管理責任者は、熊本県総合福祉センター指定管理者とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、7日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、設置責任者及び設置責任者の許可の許可を得た者、又は管理責任者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が指定管理の委託期間保存しておくものとし、委託期間終了時に熊本県健康福祉政策課へ提出する。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

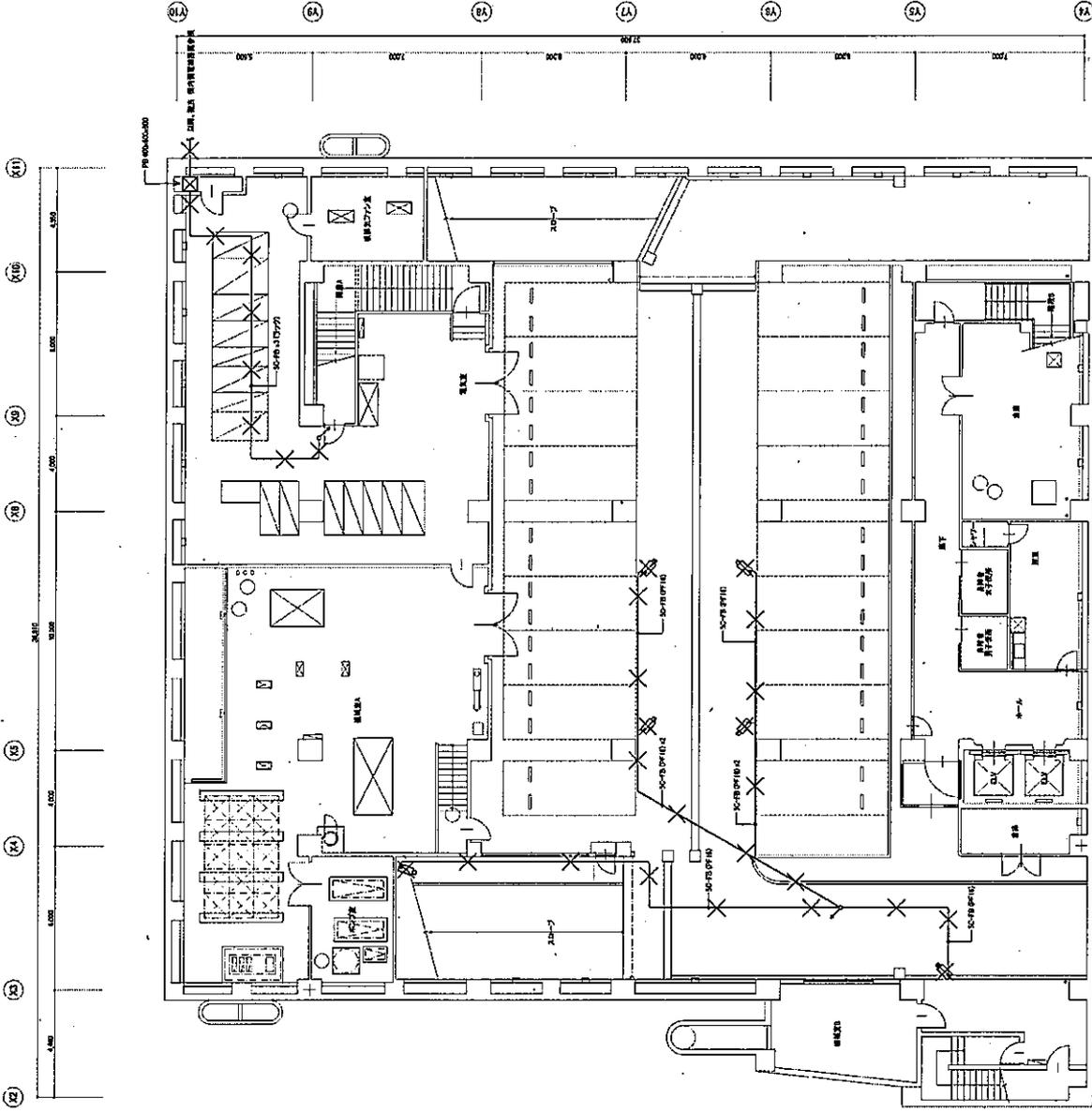
カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

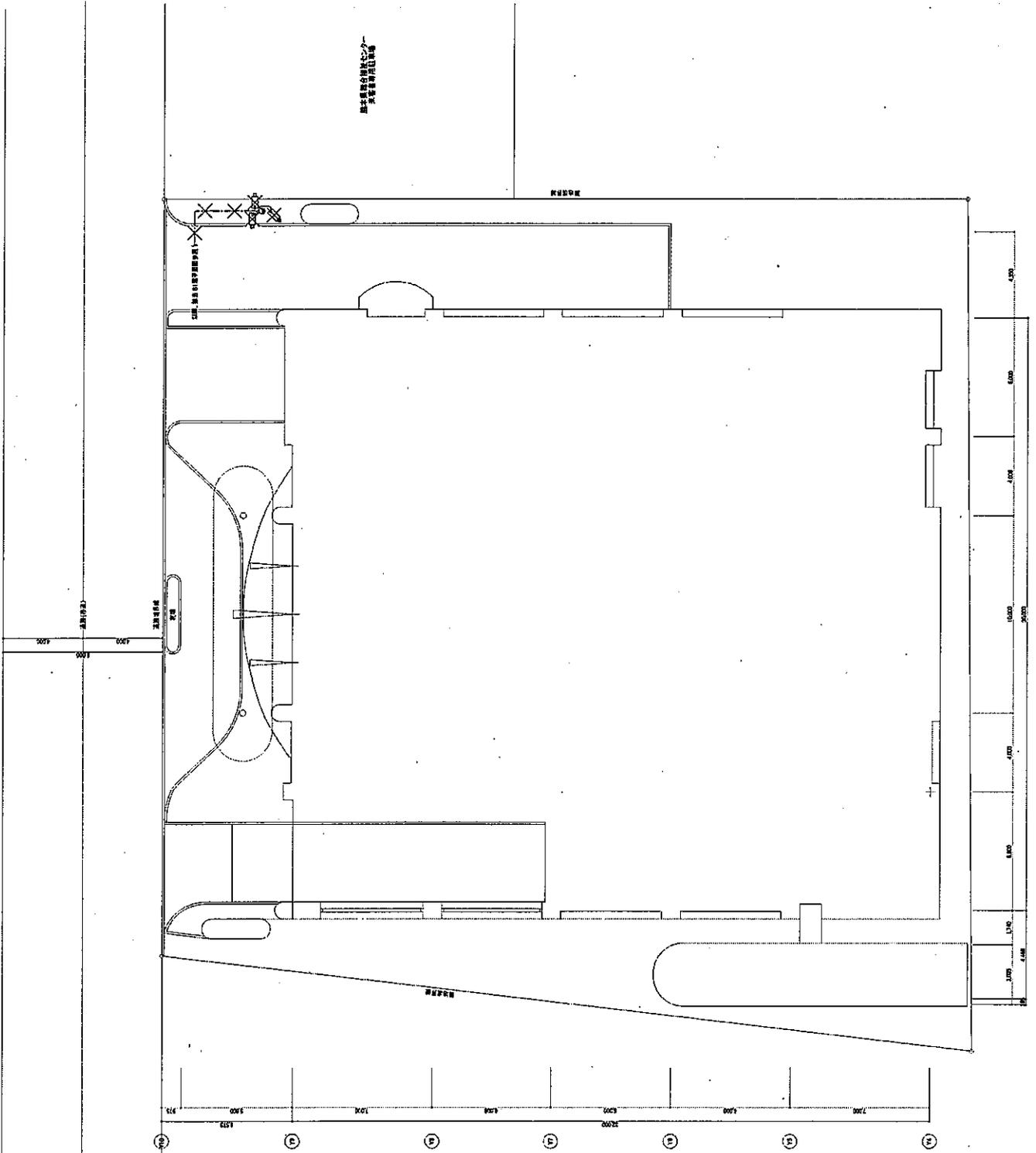
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。



| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|-------|--------|----------|-------|--------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|------|
| 1. 印刷部 2. 事務室 3. 会議室 4. エレベーター 5. 階段 6. 廊下 7. トイレ | 新法 印刷平面図 | 1:100 | 令和3年3月 | 新法 印刷平面図 | 1:100 | 令和3年3月 | 新法 印刷平面図 | 1:100 | 新法 印刷平面図 | 1:100 | 新法 印刷平面図 | 1:100 | 新法 印刷平面図 | 1:100 | 新法 印刷平面図 | 1:100 | 新法 印刷平面図 | E-14 |
|---|----------|-------|--------|----------|-------|--------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|------|



本館建設事務所
建築設計部

階段

階段

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：病院局総務経営課)

| 項目 | 内容 |
|--------------------------------|---|
| 1 設置車両 | 病院局が所管する公用車 熊本800す218 熊本22ゆ365 熊本501つ9672 熊本581み6534 熊本502す3174 熊本581こ4624 |
| 2 設置の目的 | 職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため |
| 3 設置根拠 (法令等) | 熊本県個人情報保護条例 |
| 4 撮影の対象 | 公用車のフロントガラス前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。 |
| 5 収集する個人情報 情報の内容 | 個人が識別できる映像 車両の登録番号が識別できる映像 |
| 6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情 | 病院局においては、業務のため公用車を使用して外出することが多くあるが、これまで公用車による事故が複数回発生しており、今後も事故の発生が懸念される状況にある。 そのため、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理を図る目的で、公用車にドライブレコーダーを設置する。 |

| | |
|----------------------------|--|
| 7 レコーダーの 台数と設置場所 | 6台 各公用車フロントガラス |
| 8 録画方法、保 存方法 | (1) 録画方法 常時録画 (2) 保存方法 撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着した メモリーカードに記録する。 |
| 9 記録画像の外 部への提供 | (1) 通常時 なし (2) 異常事態発生時 あり <ありの場合の提供先> 交通事故等の事実確認及び原因分析をおこなう機関 |
| 10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等 | あり 公表方法：病院局ホームページ 個人情報保護制度審議会へ報告 |
| 11 その他の特記 事項 | |

病院局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、病院局が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、病院局が所管する公用車6台とする。

設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は総務経営課長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（2時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用後は全てのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は1月間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、令和3年4月9日から施行する。

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

病院局総務経営課

| 閲覧日時 | 閲覧者 | 閲覧目的 | 閲覧したデータの内容 | 備考 |
|-------|-----|------|------------|----|
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

病院局総務経営課

| 提供日時 | 相手方の名称 | 提供理由 | 提供したデータの内容 | 備考 |
|-------|--------|------|------------|----|
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県央広域本部土木部)

| 項目 | 内容 |
|----------------------------|--|
| 1 設置車両 | 総務課 ホンダNワゴン 581よ6716 技術管理課 ホンダNワゴン 581て2013 景観建築課 ホンダライフ 580と4843 〃 ニッサンバネット 502に7683 用地課 ホンダNワゴン 582い8760 〃 トヨタプロボックス 400と5571 〃 スズキジムニー 581ち4563 工務管理課 ホンダNワゴン 582い8761 〃 トヨタプロボックス 400に5957 〃 スズキジムニー 581た1321 〃 トヨタプロボックス 400と5572 〃 トヨタプロボックス 400な3126 益城復興事務所 ホンダNワゴン 581た9664 〃 ホンダNワゴン 582え4356 |
| 2 設置の目的 | 交通事故防止、事故後の検証並びに職員の交通安全意識の向上 |
| 3 設置根拠 (法令等) | ・熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号 ・熊本県県央広域本部土木部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項 |
| 4 撮影の対象者 | ・公用車が通行する前方及び後方における道路の歩行者、車両及び車両運転者 |
| 5 収集する個人情報 の内容 | ・個人が識別できる映像 ・車両の登録番号が識別できる映像 |
| 6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由又は事情 | 土木部においては、交通量の多い現場へ出張することが多く、追突、接触等の事故発生が危惧される。また、あおり運転等を受ける可能性もある。 これら事故等が発生した場合に、客観的に加害・被害等の状況を検証するために、ドライブレコーダーによる画像を確認する必要がある。 また、ドライブレコーダーの設置により、職員の安全運転意識の向上を図ることも期待できる。 なお、八王寺庁舎交通安全対策検討委員会において、農林部は、既に導入が進んでいることが紹介され、土木部職員から土木部においても早期の設置を要望する意見が寄せられた。 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>7 レコーダーの 台数と設置場所</p> | <p>設置台数：14台 設置場所：公用車フロントガラスに前方に向けて設置 リアガラスに後方に向けて設置</p> <p>【参考】 令和2年度設置済：14台 12台（土木部八王寺仮庁舎） 2台（益城復興事務所） 令和3年度設置予定：6台 4台（土木部八王寺仮庁舎） 2台（益城復興事務所） 合計：20台 16台（土木部八王寺仮庁舎） 4台（益城復興事務所）</p> |
| <p>8 録画方法、保 存方法</p> | <p>(1) 録画方法 常時録画 ・ 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 専用の記録媒体に複写して保存のうえ、施錠できる執務室内 に保管する。</p> |
| <p>9 記録画像の外 部への提供</p> | <p>(1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察等の関係機関に対して、交通事故等の状況確認及び原因 分析等のため提供が必要と判断された場合のみ提供</p> |
| <p>10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等</p> | <p>あり ・ なし</p> <p>公表方法：県庁HP</p> |
| <p>11 その他の特記 事項</p> | |

県央広域本部土木部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、県央広域本部土木部（以下「土木部」という。）が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、土木部が所管する公用車（リース車除く）とし、具体的に設置する車両は、予算や更新時期等を考慮して土木部長が決定し、公用車を所管する課長に通知する。また、設置車両を変更したときも課長に通知するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方及び後方に向けて設置し、映像及び車両内外の音声（以下「映像等」という。）を撮影及び録音（以下「撮影等」という。）する。

(3) 作動時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影等した映像等は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者等の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者等を置く。

(2) 管理責任者は土木部長及び益城復興事務所長とし、記録データを管理する。

(3) 土木部副部長及び益城復興事務所次長は、それぞれ管理責任者を補佐する。

(4) 管理主任はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長とし、ドライブレコーダーを管理する。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（1時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データの盗難、紛失等防止のため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

ウ 運転者は、設置目的を達成するためにデータの確認が必要となった場合のみメモリーカードを取り外し、管理主任を通じて管理責任者に提出する。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合及び道路状況の確認が必要とされる場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は、管理責任者が1年間（文書の保存期間）保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データを確認した結果、管理責任者が設置目的を達成するために保存が必要と判断した時は、専用の媒体に複写して保存のうえ、金庫内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードのデータを削除する。

データの保存期間は1か月とする。

ただし、設置目的を達成するため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に削除するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析並びに道路状況の確認のためのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 管理責任者は、記録データの利用及び提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成し、保存するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車には、「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、土木部長が別に定めるものとする。

この要項は、令和2年（2020年）10月23日から施行する。

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

県央広域本部土木部 (益城復興事務所)

| 期日 | 閲覧者氏名 | 閲覧目的 | 閲覧内容等 | 備考 (車両ナンバー等) |
|----|-------|------|-------|-----------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの保存期間延長記録簿

県央広域本部土木部 (益城復興事務所)

| 期日 | 保存期間を延長するデータ | 理由 | 延長する期間 | 備考 (車両ナンバー等) |
|----|--------------|----|--------|-----------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの提供等記録簿

県央広域本部土木部 (益城復興事務所)

| 期日 | 相手方の名称 | 理由 | 内容等 | 備考 (車両ナンバー等) |
|----|--------|----|-----|-----------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県北広域本部)

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------------------|--|
| 1 設置車両 | 衛生環境課（熊本581え1808） |
| 2 設置の目的 | 職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため |
| 3 設置根拠 (法令等) | 熊本県県北広域本部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項 |
| 4 撮影の対象者 | 公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者 |
| 5 収集する個人情報 情報の内容 | 個人が識別できる映像及び音声 車両の登録番号が識別できる映像 |
| 6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情 | <p>当課では、各種申請に係る現地検査や廃棄物の不法投棄等防止パトロールのため、常日頃から職員が公用車を運転し、業務を行っている。</p> <p>安全運転については、研修等を通して職員へ注意喚起等行っているところであるが、万が一事故等発生した場合、事故処理を適切に進めるには、事実確認及び原因分析のための証拠の保全が重要である。</p> <p>また、運転状況を撮影することにより、職員の公用車運転時の安全意識をより一層高めることにつながるため、公用車にドライブレコーダーを設置する必要がある。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| 7 レコーダーの 台数と設置場所 | 設置台数：1台 設置場所：公用車のフロントガラスに前方に向けて設置 |
| 8 録画方法、保 存方法 | (1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 |
| 9 記録画像の外 部への提供 | (1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> |
| 10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等 | <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表方法： |
| 11 その他の特記 事項 | |

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県北広域本部)

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------------------|---|
| 1 設置車両 | 林務課（熊本301と7440） |
| 2 設置の目的 | 職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため |
| 3 設置根拠 (法令等) | 熊本県県北広域本部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項 |
| 4 撮影の対象者 | 公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者 |
| 5 収集する個人情報 情報の内容 | 個人が識別できる映像及び音声 車両の登録番号が識別できる映像 |
| 6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情 | <p>当課では、林家及び林業事業体への指導、治山事業の現地確認、林地開発及び保安林等の許認可業務の現地調査、災害発生時の現地調査等各種業務において常日頃から職員が公用車を運転し、業務を行っている。</p> <p>安全運転については、研修等を通して職員へ注意喚起等行っているところであるが、万が一事故等発生した場合、事故処理を適切に進めるには、事実確認及び原因分析のための証拠の保全が重要である。</p> <p>また、運転状況を撮影することにより、職員の公用車運転時の安全意識をより一層高めることにつながるため、公用車にドライブレコーダーを設置する必要がある。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| 7 レコーダーの 台数と設置場所 | 設置台数：1台 設置場所：公用車のフロントガラスに前方に向けて設置 |
| 8 録画方法、保 存方法 | (1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 |
| 9 記録画像の外 部への提供 | (1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> |
| 10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等 | <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表方法： |
| 11 その他の特記 事項 | |

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県北広域本部)

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------------------|---|
| 1 設置車両 | 林務課（熊本301ひ4413） |
| 2 設置の目的 | 職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため |
| 3 設置根拠 (法令等) | 熊本県県北広域本部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項 |
| 4 撮影の対象者 | 公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者 |
| 5 収集する個人情報 情報の内容 | 個人が識別できる映像及び音声 車両の登録番号が識別できる映像 |
| 6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情 | <p>当課では、林家及び林業事業体への指導、治山事業の現地確認、林地開発及び保安林等の許認可業務の現地調査、災害発生時の現地調査等各種業務において常日頃から職員が公用車を運転し、業務を行っている。</p> <p>安全運転については、研修等を通して職員へ注意喚起等行っているところであるが、万が一事故等発生した場合、事故処理を適切に進めるには、事実確認及び原因分析のための証拠の保全が重要である。</p> <p>また、運転状況を撮影することにより、職員の公用車運転時の安全意識をより一層高めることにつながるため、公用車にドライブレコーダーを設置する必要がある。</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| 7 レコーダーの 台数と設置場所 | 設置台数：1台 設置場所：公用車のフロントガラスに前方に向けて設置 |
| 8 録画方法、保 存方法 | (1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 |
| 9 記録画像の外 部への提供 | (1) 通常時 あり ・ <input type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> |
| 10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等 | <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表方法： |
| 11 その他の特記 事項 | |

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県北広域本部)

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------------------|---|
| 1 設置車両 | 林務課（熊本502ね7176） |
| 2 設置の目的 | 職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため |
| 3 設置根拠 (法令等) | 熊本県県北広域本部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項 |
| 4 撮影の対象者 | 公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者 |
| 5 収集する個人情報 情報の内容 | 個人が識別できる映像及び音声 車両の登録番号が識別できる映像 |
| 6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情 | <p>当課では、林家及び林業事業体への指導、治山事業の現地確認、林地開発及び保安林等の許認可業務の現地調査、災害発生時の現地調査等各種業務において常日頃から職員が公用車を運転し、業務を行っている。</p> <p>安全運転については、研修等を通して職員へ注意喚起等行っているところであるが、万が一事故等発生した場合、事故処理を適切に進めるには、事実確認及び原因分析のための証拠の保全が重要である。</p> <p>また、運転状況を撮影することにより、職員の公用車運転時の安全意識をより一層高めることにつながるため、公用車にドライブレコーダーを設置する必要がある。</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| 7 レコーダーの 台数と設置場所 | 設置台数：1台 設置場所：公用車のフロントガラスに前方に向けて設置 |
| 8 録画方法、保 存方法 | (1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 |
| 9 記録画像の外 部への提供 | (1) 通常時 あり ・ <input type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> |
| 10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等 | <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表方法： |
| 11 その他の特記 事項 | |

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県北広域本部農業普及・振興課)

| 項目 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| 1 設置車両 | 農業普及・振興課 (熊本582き2893) |
| 2 設置の目的 | 職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため |
| 3 設置根拠 (法令等) | 熊本県県北広域本部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項 |
| 4 撮影の対象者 | 公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者 |
| 5 収集する個人情報 の内容 | 個人が識別できる映像及び音声 車両の登録番号が識別できる映像 |
| 6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情 | <p>当課では、普及事業に係る農家及び農業事業者等への指導、県農政推進及び災害発生時の調査等各種業務において常日頃から職員が公用車を運転し、業務を行っている。</p> <p>安全運転については、研修等を通して職員へ注意喚起等行っているところであるが、万が一事故等が発生した場合、事故処理を適切に進めるためには、事実確認及び原因分析のための証拠の保全が重要である。</p> <p>また、運転状況を撮影することにより、職員の公用車運転時の安全意識をより一層高めることに繋がるため、公用車にドライブレコーダーを設置する必要がある。</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| 7 レコーダーの 台数と設置場所 | 設置台数 : 1台 設置場所 : 公用車のフロントガラスに前方に向けて設置 |
| 8 録画方法、保 存方法 | (1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録を行 い、事故等が発生した場合は、専用の媒体に複写して保存す る。 |
| 9 記録画像の外 部への提供 | (1) 通常時 あり ・ <input type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 事実確認及び原因分析のために必要な証拠として警察、裁判 所及び損害保険会社等へ提供 |
| 10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等 | <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表方法：県ホームページに掲載 |
| 11 その他の特記 事項 | |

熊本県県北広域本部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 設置目的

この要項は、熊本県県北広域本部（以下「本部」という。）における交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理並びに交通違反等の危険運転の確認を目的として、本部の公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) ドライブレコーダー

公用車内外の映像、音声を記録する装置をいう。

(2) 記録データ

ドライブレコーダーに記録された映像、音声をいう。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、総務部、保健福祉環境部、農林水産部及び土木部が所管する全ての公用車に設置できるものとし、具体的に設置する車両は、使用頻度等を考慮して各部で決定後、総括管理責任者に報告することとする。また、設置車両を変更したときも総括管理責任者に報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像及び車両内外の音声（以下「映像等」という。）を撮影及び録音（以下「撮影等」という。）する。

(3) 作動時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影等した映像等は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 総括管理責任者等の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、総括管理責任者等を置く。

(2) 総括管理責任者は熊本県県北広域本部総務部長とし、記録データを総括管理する。

(3) 管理主任はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長とし、ドライブレコーダーを管理する。

(4) 管理責任者はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する部の副部長（ただし、総務課所管の公用車に設置したドライブレコーダーについては、総務部長）とし、記録データを管理する。

5 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車には、ドライブレコーダーを設置している旨の表示をするものとする。

6 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（60分）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データの盗難、紛失等防止のため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

ウ 運転者は、設置目的を達成するためにデータの確認が必要となった場合のみメモリーカードを取り外し、管理主任を通じて管理責任者に提出する。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ データの閲覧等は、管理責任者及び総括管理責任者のみ行うこととする。ただし、総括管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データを確認した結果、管理責任者が設置目的を達成するために保存が必要と判断した時は、専用の媒体に複写して保存のうえ、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードのデータを削除する。

データの保存期間は1月間とする。ただし、設置目的を達成するため特に必要と認められるときは、熊本県県北広域本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に削除するものとする。

7 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の状況確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) (1)に定める記録データの利用及び提供を行う場合、管理責任者は、総括管理責任者が認めた者以外の者にデータの利用及び提供をさせてはならない。また、管理責任者は、データの提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、データの内容等を記録した記録簿を作成し、保存するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、本部長の承認を得て別に定めるものとする。

この要項は、平成28年2月1日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

令和 年度 データの保存期間延長記録簿

県北広域本部

部

| 期日 | 保存期間を延長するデータ | 理由 | 延長する期間 | 備考 |
|----|--------------|----|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県北広域本部阿蘇地域振興局)

| 項目 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| 1 設置車両 | 阿蘇地域振興局の公用車 |
| 2 設置の目的 | 職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図るとともに、交通事故、トラブル発生時における迅速かつ適切な処理を行うため |
| 3 設置根拠 (法令等) | 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項 |
| 4 撮影の対象者 | 公用車が通行する道路周辺の歩行者及び車両の運転者 |
| 5 収集する個人情報 情報の内容 | <ul style="list-style-type: none">・個人が識別できる映像・車両の登録番号が識別できる映像 |
| 6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情 | <p>業務上、訪問や現場確認等のため、公用車を利用して外出する機会が多々あり、その分、交通事故やトラブルに遭うリスクが常に伴っている。</p> <p>これに際し、公用車にドライブレコーダーを設置することにより、職員の安全運転意識の向上につながることを期待でき、また、交通事故やトラブル発生時の状況確認や原因分析の有効な手段として利用することで迅速かつ適切な処理を行うことができると考えるため。</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| 7 レコーダーの 台数と設置場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 台 ・ 県北広域本部阿蘇地域振興局の公用車 |
| 8 録画方法、保 存方法 | <p>(1) 録画方法 <input checked="" type="radio"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 ドライブレコーダーに装着した記録媒体もしくは記録データを複製した専用の媒体 (30日間保存)</p> |
| 9 記録画像の外 部への提供 | <p>(1) 通常時 あり <input checked="" type="radio"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 <input checked="" type="radio"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 交通事故やトラブルの当事者、保険会社、捜査機関 (要請があった場合)</p> |
| 10 ドライブレ コーダーの取扱 要項等 | <p><input checked="" type="radio"/> あり ・ なし</p> <p>公表方法：県ホームページ</p> |
| 11 その他の特記 事項 | |

熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局（以下「局」という。）が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、局が所管する全ての公用車（道路パトロール車を除く）とし、設置する車両は、使用頻度等を考慮して各部で決定後、総括管理責任者に報告することとする。

設置車両を変更した場合には、総括管理責任者にその旨を報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車内に撮影する方向に向けて設置し、車両の前方、後方等の一方向もしくは複数方向の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着した記録媒体（以下「記録媒体」という。）に記録するものとする。

4 総括管理責任者等の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、総括管理責任者等を置く。

(2) 総括管理責任者は、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局次長とし、記録データを総括管理する。

(3) 管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した公用車を所管する部の副部長（ただ

し総務振興課においては、総務振興課長)とし、記録データを管理する。

- (4) 管理主任は、ドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長(ただし、総務振興課においては、総務調整班長)とし、ドライブレコーダーを管理する。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データの盗難、紛失等の防止のため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、総括管理責任者及び管理責任者のみとする。ただし、総括管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が保存しておくものとする。

(3) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、専用の媒体に、必要と認められる最小限度において複写して保存のうえ、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかに記録媒体内の記録データを削除する。

(4) 記録データの保存

記録媒体又は複写した専用の媒体上の記録データの保存期間は、撮影日から起算して30日間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、熊本県北広域本部阿蘇地域振興局長(以下「局長」という。)の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(5) 記録データの消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

なお、記録媒体上の記録データがドライブレコーダーによって上書きされた場合は、上書きされた時点で適正に削除したものとみなす。

6 記録データの利用及び提供の制限

- (1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。
- (2) 記録データの利用及び提供は、総括管理責任者が認めた者以外の者に利用及び提供をさせてはならない。
- (3) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が保存しておくものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、総括管理責任者と管理責任者が協議し、局長の承認を得て別に定めるものとする。

附則

- 1 この要項は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

熊本県北広域本部阿蘇地域振興局〇〇〇部〇〇〇課

| 閲覧日 | 閲覧者 | 閲覧目的 | 閲覧したデータの内容 | 備考 |
|-------|-----|------|------------|----|
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

熊本県北広域本部阿蘇地域振興局〇〇〇部〇〇〇課

| 提供日 | 相手方の名称 | 提供理由 | 提供したデータの内容 | 備考 |
|-------|--------|------|------------|----|
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |

